

よくあるQA

| | Q | A |
|--------------|--|---|
| 制作扱い 広告会社 | 広告会社にとって新たに導入が必要なものはあるのか？ | Webにアクセスできるパソコンがあれば対応可能。制作扱い広告会社は素材搬入事業者と契約し、サービスを利用。媒体扱い広告会社は送稿事業者((株)広告EDIセンター)と契約し、サービスを利用。 |
| | 素材搬入事業者によってシステムの操作方法が異なるのか？ | 事業者のサービス範囲によってシステムインターフェイスが異なる可能性があるが、基本機能(メタ入力、扱い広告会社指定、素材アップロード)についての操作手順はほぼ同じになるよう素材搬入事業者向けガイドラインを提示している。 |
| | 素材名、10桁CMコードの付番ルールは変わるのか？ | 今までと同じ扱い。搬入基準で決められているルールに則る。10桁CMコードの一意性はCMDDeCo内CM登録認証機能で登録管理されることにより担保される。 |
| | 制作納品および搬入用素材納品における責任分界点は変わるのか？(CM制作会社として責任を負わなければならない制作物はどこ迄?)XMLファイル、ハッシュ値はどこで生成？ | 果たす役割・責任は変わらない。広告会社に「モノを届ける」納品が、指定された搬入サーバーに「ケース用カードやラベルに相当するメタ情報の入力とMXFファイルのアップロードをする」ことに変わるだけ。メタデータのXMLファイル、ハッシュ値のファイルは、素材搬入事業者のオンラインシステム内で自動生成される。 |
| 媒体扱い 広告会社 | 在局確認および素材返却管理の運用はどうなるのか？ | 素材返却作業はなくなるが、送受信サーバー内の素材ファイルの有無は、CMDDeCoにて確認が可能。一部の局に関しては、CMバンクから素材ファイルを削除した情報もCMDDeCoにて確認が可能。 |
| | 送稿指示からどれくらいで放送局に届くのか？ | 素材搬入事業者のサービスレベルとその時の利用状況によるが、早ければ数分以内、繁忙時でも物理媒体の送稿(広告会社~放送局本社)にかかる時間以内には届く環境が用意されている。 |
| 広告主 | 素材搬入事業者は誰が決めるのか？ | 商取引の原則は無いが、従来のHDCAM運用でプリント業者を決めるのと同様に、制作扱い広告会社が提案し広告主が承認するケースが考えられる。 |
| | 搬入に関する費用について、放送局20局に搬入するとしたら20局分の費用が発生するのか？ | 基本は1局に1本送るごとに課金されるというモデル。世界各国でも安全・確実に素材を放送局に送ることによる対価を請求している。 |
| | いつまでに全局受入可能になるのか？ | 2019年11月現在では115局。2020年12月には地上波5系列は全局受け入れ可能になる見込み。 |
| | HDCAM、XDCAMはいつまで搬入可能なのか？ | CM素材搬入基準に「HDTVカセットテープは、2021年3月末をもってテレビCM素材搬入基準外とする」と明記。XDCAMはファイルベースメディアでありオンライン搬入素材をそのまま格納して取り扱うことができ、今後も継続して使用の予定。 |
| 放送局 | スポット、タイム同時に運用開始されるのか？ | 素材の搬入・送稿はスポット、タイムの区別なく同時に開始される。 |
| | 素材搬入事業者、広告EDIセンター送受信サーバーにはどれくらいの期間素材が保持されるか？ | 素材搬入事業者の保持期間はサービス内容により異なる。(現時点での参入社においては最低1年以上保持される) (株)広告EDIセンター送受信サーバは全国の放送局統一で「最大30日」。 |
| | 10桁CMコードのユニーク性はどう担保されるのか？ | 共通コード管理センター(CCC)により10桁のアタマ4桁の広告事業者コードはユニーク性が担保され、下6桁についてはCMDDeCo内CM登録認証機能で重複チェックすることで10桁全体のユニーク性が担保される。 |
| | 物理媒体は残るのか？ | XDCAM(プロフェッショナルディスク)が残る。 |
| | 送受信サーバ設置にあたっての手続きは？ | 送受信サーバーは、送稿事業者((株)広告EDIセンター)とスケジュール等、事前調整をいただいた上で設置となる。 |
| | 同一10桁CMコードの素材を複数回受信するケースはあるのか？ | ある。一度搬入サーバーにアップされ放送局に送稿されても一定期間後に送受信サーバーからは削除されるため再度必要になった場合は媒体扱い広告会社より再送稿を行う。(送受信サーバー上は同一10桁CMコードの素材ファイルは再度書き込まれる) |
| | PUSH型⇔PULL型の変更は可能か？ | 可能。設定変更のために、(株)広告EDIセンターへの手続きが必要。 |